

# 公費解体の申請受付開始のお知らせ



## 1. 申請方法

申請期間 | 令和6年4月1日(月曜) から…仮受付をした方または緊急性が高い※方  
5月1日(水曜) から…すべての方

受付場所 | 珠州市産業センター1階 特設窓口(市庁舎隣)

時間 | 8時30分から18時30分まで(平日、土日祝)

※混雑時にはやむを得ず受付人数を制限する場合がありますが、ご理解をお願いします。

申請書類 | チェックリスト(裏面)をご確認ください

※申請予約(予約優先ですのでぜひご予約を)

↳電話 | 080-7974-1737(全日8:30~17:00)

↳ウェブ | 予約フォームは右のQRコードから

予約フォーム



※「緊急性が高い」とは…  
・道路にはみ出している  
・隣家などに接触している

## 2. 公費解体とは

令和6年能登半島地震によって損壊した被災家屋等について、二次被害の防止および生活環境の保全のため、市が所有者に代わって解体・撤去する制度です。

### 対象建物

り災(被災)証明書で「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」と認定された家屋等(倉庫や中小企業者の事業所などの非住宅も対象となる場合があります)

### 対象者

対象建物の所有者(または相続人)及び委任を受けた代理人

## 3. 解体着手までの流れ

○必要書類の準備(書類の様式は市のホームページからダウンロードできます)



○公費解体の申請(窓口にて受付) ※事前に申請予約いただくとご案内がスムーズです



○書類審査



○現地立会い(申請者、調査会社、解体業者による3者立会いで現地確認)



○解体着手

## 4. 問合せ先

○公費解体専用ダイヤル(全日8:30~17:00)

**080-7974-1737**

申請書類の様式など詳しい内容はホームページをご確認ください

珠州市 HP  
公費解体のページ



## Q1 解体は受付先着順ですか

先着順ではありません。準備ができ次第、ご連絡します。

## Q2 申請様式はどこにありますか

窓口にご用意していますので、お手数ですが窓口にお越しくください。なお、市のホームページからもダウンロード可能です。

窓口 | 珠洲市産業センター1階特設窓口(市庁舎隣) 8:30~18:30(平日、土日祝)

## Q3 郵送で申請したい

郵送申請は行っておりません。お手数ですが、窓口までお越しくください。

## Q4 申請期間はいつまでか

受付終了日については、改めてお知らせしますので、市の広報等をご確認ください。

## Q5 相続関係や隣地地権者の同意取得などについて相談したい

相続等のご相談は、以下の無料相談窓口をご活用ください。

### 【電話相談(平日)】

○へるぷねっといしかわダイヤル<石川県司法書士会>

電話 | 076-292-8133

受付時間 | 平日10:00~16:00

### 【対面・オンライン相談(Zoom)】

○水曜面接相談会<石川県司法書士会>

相談日時 | 毎週水曜18:00~20:00(司法書士会館)

※要予約: 電話076-291-7070または石川県司法書士会HPから

### 【電話相談(夕方・土日祝)】

○日本司法書士会連合会 ※6月30日(日曜)まで

フリーダイヤル | 0120-315199

受付時間 | 平日・土日祝17:00~20:00

## Q6 実印がない場合はどうすればよいか

住宅等の倒壊によって実印が取り出せないなどの場合であっても、実印は必要となります。珠洲市民は市役所1階市民課市民サービス係(市民課(1)窓口)で再度登録のうえ、即日発行が可能です。お手数をおかけし申し訳ありませんが、よろしくお願ひします。

### Q7 母屋と増築した倉庫がつながっているが、倉庫だけ解体・撤去してほしい

公費解体は原則一棟単位での解体となります。ただし、次のような場合は、全壊または半壊の認定を受けた部分を一棟とみなし、解体することができます。

①登記簿上、別の建物となっている場合

②登記簿上は1棟だが、構造上、複数の建物と判断できる場合

※解体する建物と残す建物を自費で縁切り（切り離し工事）していただく必要があります。

【注意】縁切りを行えば公費解体の対象になる、ということではありません。残したい部分だけ残す工事が可能かどうかは、縁切りを依頼する事業者と、現地立会い前に家屋等の状況等を確認したうえで、現地立ち合いを実施してください。

### Q8 敷地内に母屋とは別棟の倉庫等があるが、倉庫等のみの解体・撤去は対象となるか

被災証明書で「半壊」以上（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊）の判定を受けていて、生活環境保全上の支障があると市が認める場合は、倉庫等のみの解体・撤去も対象となります。申請受付後に、現地調査を行い、解体・撤去の判定をします。

### Q9 家財道具は室内に置いたままでよいか

解体作業を円滑に進めるため、危険のない範囲で事前に撤去をお願いします。また、解体時に貴重品や思い出の品を取り出したい場合は、現地立会いで業者とその旨をご相談ください。

### Q10 家屋と一緒に敷地内にあるブロック塀を解体・撤去してもらいたい

倒壊のおそれがあると認められる場合及び工事支障のため撤去の必要性がある場合は、家屋と一緒に敷地内にあるブロック塀も解体・撤去します。申請受付後に、現地調査を行い、倒壊のおそれがあるか否か判断します。

### Q11 解体前の現地立会いに行かないといけませんか

解体工事は個人の財産処分に関する重要なことであり、現地立会いはその範囲や対象物等を事前に確認する重要な打合せとなりますので、必ず立ち会ってください。本人の立会いが困難な場合、代理人でも構いませんが、その場合は委任状が必要となります。

### Q12 自費で解体・撤去した場合は全額償還されるのか（費用償還制度について）

所有者ご自身で解体業者と契約を結び、被災家屋等を解体・撤去した場合の費用の償還制度については、所有者が支払った金額と申請内容をもとに市が算定した金額の比較により償還金額を決定しますので、全額の償還とならない場合があります。

現在、受付準備中です。準備ができ次第、市広報等にてお知らせします。

# 申請書類チェックリスト

□はじめに 登記簿謄本で所有権や抵当権等を事前に確認しておく手続きがスムーズです。

## 全員共通

- 被災家屋等の解体、撤去に係る申請書【様式第1号】
- り災証明書、被災証明書 ※再審査中は申請いただけませんのでご注意ください
  - 被害程度は半壊以上ですか？
  - 解体を希望するすべての物件のり災証明書、被災証明書を準備しましたか？
- 被災家屋等の配置図【様式第7号】
- 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

※令和5年奥能登地震で公費解体を申請された方はこちらをご準備ください

- 令和5年地震に係る被災家屋等の解体・撤去に係る申請書の記載内容変更申請書兼申請書等転用承諾書【様式第2号】
- 令和6年能登半島地震のり災証明書、被災証明書
- 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

<必ず確認してください> 該当する項目がある場合は以下もご準備ください

### 1. 代理人が申請する場合

- 委任状【様式第9号】
  - 所有者本人の実印を押印しましたか？ ※代理人の実印ではありません
- 印鑑登録証明書
  - 実印と同じ印鑑登録証明書ですか？ ※心配な場合は実印と見比べてください

### 2. 解体する物件が共有名義または相続権者がいる場合

- 同意書【様式第10号】
  - 同意が必要な方全員の実印が押印されていますか？
- 印鑑登録証明書
  - 実印と同じ印鑑証明書ですか？ ※心配な場合は実印と見比べてください
- 相続権者がいる場合、相続関係図【様式第11号】と相続権者全員の戸籍謄本

### 3. 解体する物件に抵当権等が設定されている場合

- 同意書【様式第12号】 ※金融機関の場合、**抵当権解除証書等の抹消書類**でも可
  - 権利設定者の実印が押印されていますか？ ※金融機関の場合、省略可
  - 設定権利が複数ある場合、すべての同意書を用意しましたか？
- 印鑑登録証明書
  - 権利設定者の実印と同じ印鑑登録証明書ですか？ ※金融機関の場合、省略可

### 4. 解体する物件を第三者に貸している場合

- 同意書【様式第13号】
  - 居住する世帯員全員の実印が押印されていますか？
  - 記名・押印または自署されていますか？

### 5. 解体する物件が隣家等に寄りかかっている・隣地に倒れている場合

- 同意書【様式第14号、様式第15号】
  - 記名・押印または自署されていますか？

### 6. 解体する物件が未登記の場合

- 名寄帳または固定資産課税明細

